

平成27年12月25日（金）

第145回郵政民営化委員会後 委員長記者会見録

（10：40～11：30 於：永田町合同庁舎3階 郵政民営化委員会室）

（会見概要は以下のとおり）

○増田委員長

お待たせしました。ただ今から本日の郵政民営化委員会の概要について御説明いたします。

資料はお配りのとおりであります。

本年の7月9日、内閣府の特命担当大臣及び総務大臣から当委員会に対して郵政三社の株式上場を踏まえて、新たな行政運営に生かしていくために、「これまで各種の意見や所見を提示してきた郵政民営化委員会において、こうした状況変化を踏まえた今後の郵政民営化の推進の在り方について改めて調査審議を行う」よう要請がありました。

これを受けて、当委員会では、これまで計11回の会合を開催して、調査審議を行ってきたところであり、本日は、その結果を所見として取りまとめたので説明をいたしたいと思っております。

お手元に取りまとめた所見が配付されているかと思いますが、所見の取りまとめに当たりまして、パブリックコメント、金融関係団体や関係行政機関、日本郵政グループなどからのヒアリングを通じて、幅広く様々な情報を収集して、今後の郵政民営化の推進の在り方に関する論点を抽出して、委員間で議論を交わしてきたものであります。

それでは、内容について少しかいつまんでということになりますが、所見のポイントについて申し上げます。

お手元の所見、下の方にページ数を振っているかと思いますが「はじめに」は飛ばして、「Ⅰ 株式上場と調査審議の意義」のポイントは、その2パラグラフのところ、まさしく郵政民営化は新たな局面を迎えることとなったということです。そして、1ページの最後のパラグラフのところ、この時点で議論を整理しておくことは云々と書いてありますが、その上で国民の理解を得て円滑に郵政民営化を進めていく上で意義がある。こういう認識であります。

2ページ「Ⅱ 今回の株式上場の評価」であります。ポイントは最初のパラグラフの真ん中辺り、まずは順調な滑り出し。このように考えているのと、その次のパラグラフであります。貯蓄から投資への流れの促進に貢献する面からも、市場では好意的に受け止められている。今日現在ということになりますが、こういう認識をしております。

2 ページの後半は「Ⅲ 今後の郵政民営化の推進の在り方に関する基本的考え方」ということで、3 ページに飛んでいただきたいと思います。3 ページの2 パラグラフ、我々の考え方は、日本郵政グループ各社が上場後、市場の評価を得て民営化を推進していくためには、まず先般発表された中期経営計画の着実な具体化に向けた経営努力を進めていただきたいと思います。そして、3 パラグラフがありますが、他方、行政当局においては各社の経営努力と市場のチェック機能を信頼して、直接の関与は最小限のものとしていくことが肝要だと、こういう認識であります。

次の「Ⅳ 今後の郵政民営化の推進の在り方」で、まず日本郵政と日本郵便、金融二社はその次に書いてありますが、日本郵政と日本郵便の方ですが、その中で日本郵政についてであります。これについては、3 パラグラフになると思いますが、グループの司令塔としての役割を果たしていただきたいと思いますということ、3 ページの最後の行、郵政三社の株式処分を引き続き積極的に進めていく必要がある。こういうことであります。

4 ページ、日本郵便についてであります。御承知のように日本郵便は上場しているわけではありませんけれども、日本郵便については大きく二つの分野があります。2 パラグラフの郵便・物流分野についてと書いている部分ですが、その次のパラグラフのところ、この分野では高品質のサービスを高い生産性の下で提供していくことができる強靱な経営体制を構築することが必要であるということ。国際展開も重要な課題で、こうした投資に対する説明責任を強く求められるようになることを留意して、きちんと説明していただきたいと思います。

金融の窓口分野については、その次の行以下ですが、郵便局のネットワークについて、これはユニバーサルサービスで全国に構築されていますが、これについては効率化と地域の活性化、地方創生を意識した有用性の更なる発揮の両面から、活性化のための取組を加速するよう期待したいということであります。

4 ページの最後の方から金融二社について書いてあります。基本的な部分については5 ページを御覧いただきたいと思います。2 番目のパラグラフになりますが、重要なことは中期経営計画の着実な具体化に向けた経営努力ということですが、この金融二社については両社の業務範囲についてその次のただし書きのところに書いてありますが、銀行法、保険業法の上乗せ規制が設けられているので、この金融二社については民営化の推進の在り方を考える際にはその規制の在り方を併せて検討する必要があるということ、それ以下、ずっと業務規制に対する考え方を書いてあります。

5 ページ目の真ん中から「基本的考え方」を書いてありますが、これは郵政民営化の当初からの委員会の考え方です。利用者利便の重視、最も重要

な視点は、金融二社とそれ以外の金融機関等との利害調整ということではなくて、お互いの競争、切磋琢磨を通じて金融機関のサービスが向上されることにより、利用者にもたらす利便性の向上を図っていただきたいということであります。

それから、バランスシートの規模ですが、これも当初の委員会からのスタンスですが、市場原理に基づき自ずと適正化されるべきものということであります。

6 ページを御覧いただきたいのですが、その上で新規業務についてです。あのところに「議決権比率と先後関係に関する4 準則」と書いてありますが、これは民営化委員会発足直後にまとめた見解でありまして、4 準則、定型的業務から非定型的業務へ等々書いてありますが、要は株式市場前であっても許容されるものがあるだろう。①から④の次のところにそのくだりが書いてありますが、株式市場からの規律が不十分であることによる弊害をそれほど意識する必要がない業務。これは許容され得るだろうということ、今年11月上旬前までも順次我々の方で意見を申し上げて、規制の緩和を図ってきた。これが今までのところですが、次のイのところ「先後関係に関する新たな視点」と書いてありますが、これが今回のことであります。6 ページの最後の3、4 行のところに書いてありますけれども、金融二社が中期経営計画を具体化するため、規制緩和が必要となる場合には、行政として優先順位を上げて検討することが望ましい。

そのときの考え方として7 ページの①から④まで視点を書いてあります。特に今回、一連の関係者のヒアリングの中で提示された業務があるのですが、我々もそこに書いてありますように資産運用の多様化、例えば不動産投資信託、REIT ですね、通貨先物、地域活性化ファンド等への出資。それから、再保険。こういったものについてはこれから金融二社がとっていくべき方向ではないかと考えております。もちろん個々にどうやるかということは、やり方が色々ありますので、それはその都度判断していかなければならないと思いますが、金融二社として、こういうことが考えられるのではないかと。こういったものを我々委員会としても優先していきたいと書いております。

7 ページの真ん中からは「限度額規制に対する考え方」についてですが、これについては3 パラグラフで書いてありますが、郵政民営化法の基本的な考え方、及び状況の変化に応じ政令で、これは郵政民営化法を御覧いただきますと、法律に書いていなくて、政令でこの限度額規制については柔軟に定めるようになっています。ということは、その状況に応じて柔軟に考えていくべきというのが法律の考え方だと思いますので、業務制限については基本的には郵政民営化の進捗に応じ、段階的に緩和していくべきというのが委員会の考え

方であります。

8 ページ、ゆうちょ銀行の限度額規制についてであります。これについてはヒアリング等を通じてなかなか不便があるのだと、年金や給与等の振込の都度、限度額を超過している、振替貯金の方にその度に振り替えたりしているという不便があるとか、退職金等々が入らないとか、投資信託の運用をするための一時的な受け皿になり得ない等々ということがあって、今、一方で人口減少等も進んで金融機関がかなり支店等の引揚げを行っていますので、金融機関の店舗が少ない過疎地の高齢者に多大な不便がもたらされている。早急に規制を緩和する必要がある。こういう意見がヒアリングの中で強く出てきました。

他方、こういった限度額規制を緩めていくことは、ゆうちょ銀行の貯金残高を増加させて、経営上のリスクを高める懸念があるのではないかと。むしろ規模の縮小を図ることが先決であるということから、規制緩和に慎重な意見もありました。他の金融機関等からの資金シフトを懸念する意見もありました。

我々はヒアリングでこういう意見があることを確認した上で、限度額の在り方を議論する場合に最も重視すべきは利用者利便の視点である。これは委員会の全体のスタンスでもありますが、限度額についても利用者利便の視点を重視し、預金者一人一人の多様なニーズに柔軟に応えられるようにする観点が必要ではないかと思っております。

9 ページに飛んでいただきまして、この点につきまして、上段を読んでいたと思いますが、利用者利便の観点を重視すると同時に、預金者層を色々と見ると、900万円を超える預入者は全体の4%程度で、限度額を緩和した場合の影響は限定的であろう、そういった状況等がございます。もう一つは、相場により市場の規律が入ってまいりますので、説明責任が従来以上に厳格に求められることを考えますと、ゆうちょ銀行がリスクコントロール不能となるまで、貯金残高を増加させると想定することも我々としては現実的ではないと思っております。様々な意見を聴きつつ、国営時代から通算すると24年間、限度額については変更していないのですが、そのゆうちょ銀行の限度額について、少なくとも預金者に不便を強いている現状を改善して、多様なニーズに柔軟に応えられるような観点から議論する必要があるということでもあります。

9 ページの一番下のパラグラフ、ALMの観点から、資産負債管理、これは厳格にしなければいけないことは所見の前の方に書いてありますが、そういう観点から、ゆうちょ銀行が貯金残高を制御することはあり得る。その手段として、貯金残高についての目標額の変更ですとか、日本郵便に対する委託手数料の変更、貯金金利の変更、これは一定のルールがありますけれども、当時の大蔵・郵政両省でのルールがあるのですが、そういったもので貯金残高を制御する手段もある。そういったことを踏まえて、10 ページ、緩和後の状況について当委

員会に定期的に状況を報告させることによって、その後の状況に何かあれば、貯金残高をコントロールする手法を発動してもらうこともあり得るだろうと思っています。

その上で、10ページの上から4行目、なお何らかの懸念が残るのであれば、当面の対応として金融二社の業務について段階的に規制を緩和していく郵政民営化法の趣旨を踏まえて、より慎重な段階を踏むことが考えられるのではないかと。段階的な規制の緩和であります、なおかつ慎重な段階を踏んでやっていくべきではないかということでもあります。

10ページの段階的緩和による対応の方法は三つあります。①から③まで、一つは、今、定額、定期、通常貯金とこの三つについて限度額管理の対象にして1,000万円ということにしていますが、そのうち通常貯金を外す方法もありますのと、二つ目として現行の1,000万円の限度額そのものを引き上げるという緩和のやり方もあります。三つ目は通常貯金を限度額管理対象から除外するとともに、定期性貯金の限度額だけ引き上げる。①と②を合わせたような格好になりますが、やり方とすればその三つがあるだろうということでもあります。

11ページに飛んでいただいて、かんぽ生命保険のところよりもっと上の、前から続いているパラグラフの次辺りに書いてありますが、この場合の方法論として、引上げ額を300万円程度とすることが妥当である。こういう結論、すなわち②の限度額を引き上げる方法が妥当ではないかと考えております。これは利便性を考えているのと、これまでの使われ方を見ても、11ページの一番上に書いてありますが、ゆうちょ銀行には長い歴史の中で定期性貯金を中心に利用している人々が存在しているのです。ですから、定期性を考えている人が多くいるので、通常貯金を限度額管理対象から除外するやり方は一つございます。もしそれを限度額管理対象から外して全部青天井にしてしまうと、あふれてくる部分も全部そちらに入れられることにはなりますが、これまでの使われ方から見ると、定期性貯金を中心に利用している人もいますので、今回はより段階的であり慎重な手順を踏むということなので、まずは引上げ額を300万円程度とすることが妥当ではないかと考えたわけでもあります。

その上で、他の金融機関等との間の競争関係ですとか、あるいはゆうちょ銀行の経営状況に与える影響、リスク管理等の状況をよく見て、特段の問題が生じないことが確認できるのであれば、必ずしも株式処分のタイミングに捉われることなく、段階的に緩和していくことが考えられると思っております。

これについては、我々として、今回300万円引き上げるのが妥当だということをお願いしているわけでもありますので、これについては早期の実施を政府の方に希望しているわけでもあります、その上で、次の段階の限度額規制の緩和の検討についても懸念される資金シフト等がないことを確認できれば、その後速

やかに実施されることが望ましいと考えていますので、その次のタイミング、株式上場がいつになるかということがはっきりしていないので、なかなか申し上げにくいところではありますが、1、2年ぐらいのイメージを持っているところでもあります。

その際には、またその時点で考えるということで、今回、かんぽ生命保険上のパラグラフのところに書いてあるように、ただ限度額を今回と同じように上げていくということではなくて、通常貯金を限度額の管理対象から除外する案や通常貯金と定期性貯金の限度額を別個に設定する。これはシステムの組み方がなかなか難しいようでもありますけれども、そんな方法もあるのではないかと考えております。

かんぽ生命保険の方についてであります。こちらにつきましても、ゆうちょ銀行と同じく充実すべきは利用者利便の視点であります。

11ページの最後のところに書いてありますが、当面、有診査保険への参入は会社でも考えていないということでありまして、それを前提としないで、12ページにわたってのところですが、告知書扱いの生命保険を対象とすることが現実的かと思っております。かんぽ生命保険については、これまで国営時代から通算すると、限度額の規制については38年間、一定の条件の下で少し緩められたところもあるのですが、それでも29年間変更されてきていないということです。かんぽ生命保険の場合には、基本契約について、今、1,000万円ということで契約を抑えているわけです。その中で20歳以上55歳以下については、加入4年後に健康であるということで確認すると、基本契約の中から300万円まで除外できるという通計制度があるので、今回も慎重な対応を考えていくべきなので、基本契約の限度額については変えるべきではない。これを増加させるのではなくて、通計の仕組み、1,000万円の基本契約の中で除外できる金額を300万円から1,000万円に引き上げる。これが第1ステップとして適当ではないかということで、12ページ一番下に当面の対応でありますけれども、加入から4年経過した契約について、現行の300万円から基本契約の保険金額の限度額と同額の1,000万円まで引き上げるということを考えているものであります。恐らく1,000万円の契約をしている対象者はごくわずかなので、この1,000万円に引き上げることによって影響を受けるのはごくわずかだと思いますが、13ページに書いてありますけれども、真ん中ほど、かんぽ生命保険の最後のパラグラフですが、システム対応やリスク管理あるいは他の生命保険会社に与える影響等の面で、特段の問題が生じないことを見極めた上で、将来的に更なる緩和を検討することも考えられると書いてあります。

13ページから、幾つか留意事項が書いてありますが、一つは従来から委員会として言っていることでもありますけれども、適切な競争関係の確保、お互いに

切磋琢磨、競争していくことが郵政民営化法の狙いでありますので、懸念材料があるから実施させない、事前に競争制限をすることは極力採るべきではなくて、様々な条件付けや段階的实施で、できる限り競争を促す。このスタンスで今回も対応しています。

政府保証の廃止と暗黙の政府保証ですが、この暗黙の政府保証については誤解であって、誤解は払拭されなければならないと考えております。

最後、14ページであります。委託手数料、内部管理態勢はそこに記載のとおりであります。また、「おわりに」の最後から二つ目のパラグラフ、日本郵政グループ各社が懸命の経営努力を継続することが、それぞれの企業価値を高め、株式処分の円滑化につながり、ひいては郵政民営化を成功に導くことになると確信しているということで締めくくっております。

以上が、ポイントでありまして、早口で恐縮であります。委員会として取りまとめをいたしました所見であります。この所見については、本日中に金融担当大臣及び総務大臣に提出する予定であります。これは事務的に行います。

次回の委員会の開催については調整中ということで、年内はこういう時期でありますので、年明けになります。また日程が決まりましたらお知らせいたします。

私からは以上であります。

○記者

ゆうちょ銀行の限度額のところなのですけれども、先ほど300万円引き上げた後、株式処分のタイミングにとられることなくというのは、1、2年後くらいのイメージというお話があったと思うのですが、その前のときに資金シフトの影響がなければと仰ったと思うのですけれども、具体的に資金シフトというのは、どのくらいが移動したという目安はあるのでしょうか。

○増田委員長

今まで、資金シフトが生じたと言われていたのは、平成3年のときで、当時の金利の状況がピークアウトして金利が下がる局面で、当時、定額貯金は大変人気があって、商品の優位性がすごくあったものですから、定額貯金の金利が高かった時期は限られているのですが、そこに人気が集まって、どうも民間の金融機関の預金残高の伸び率が下がって、郵便貯金の貯金残高の伸び率が上がるという状況になっているのです。

これは限度額を引き上げたタイミングと商品の優位性がちょうど重なったので、なかなか限度額を引き上げたことによるものかどうかは分かりにくいのですが、恐らく民間の預金を満期でおろしたのか、解約したのかして、当時の人気のある定額貯金の方に振り替えたということでしたので、あれが一つ参考にはなるのだらうと思います。

具体的にどういうことが起こるのか。今後見ていかななくてはいけないので、委員会としては、ゆうちょ銀行からよく報告させようと思っけていますけれども、その上でどういう資金シフトがあるのかないのか等々、判断していきたいと思っけています。具体的に、それについては何か今のところ数値でこういうことを考っけているということではなくて、色々な状況をよく見ないといけな思っけています。

○記者

同じくゆうちょ銀行の限度額についてなのですからけれども、自民党はまずは1,000万円という額を提示して、あとはかんぽ生命保険と同じように700万円引上げとか、切りのいいところで例えば500万円引上げとか、色々な御判断があったと思っけていますが、なぜ300万円という額にされたのか。この所見の中にも書っけている利用者の利便性をということであれば、例えばもうちょっと多い額でもよかつたのではないかということも思っけてのですが、その判断の背景というか、その点について教っけていただけますか。

○増田委員長

段階的に引き上げて、ヒアリングで出てきた懸念が生じないかどうかをきちんと見極めていきたい。やはり限度額引上げというのは、24年引き上げられていなかったの、この引上げについては慎重に対応したいということがありました。

額については、年金が大体2か月ごとに振り込まれますが、平均的にどの程度振り込まれるのかとか、国家公務員の平均給与がどのくらいなのか、ボーナスがどのくらいなのか等々、あと、NISAの非課税が来年から100万円から120万円に上がるはずですが、そういったものを貯蓄から投資ということをお考っけの方がどの程度利用されるか等々を考っけて、そういった、今、使われている人たちの利便性を考っけると、慎重に対応する中で300万円に引き上げておけば、今、御利用されている方々あるいはこれから御利用される方々の利便性の向上にある程度対応できるのではないか。こういうことで300万円というラインを引っけてあります。

○記者

もう少しどのような方々をイメージされているのか、どれくらい利便性が上がるのかということをもう少しかみ砕いてお願いします。

○増田委員長

かみ砕いてというと、例えば国家公務員の平均給与は大体40万円ちょっとだと思っけています。それにボーナスが入ってくるのが大体平均で60万円ぐらい。ですから、それで100万円ぐらい。一時的にそれが入る。それが通常貯金でオーバーするとあふれてしまうので、それがあふれないように。プラス、NISAの非課

税が120万円ぐらいといったようなことで、これから枠を設定して、投資信託等を購入されるときに、その購入資金をそこで入れておくといったことに対しては、300万円ぐらいで設定しておけば大体対応できるのではないかと考えております。このぐらいでよろしいですか。

○記者

確認です。文章の中ではゆうちょ銀行、かんぽ生命保険ともに引き上げることは妥当であると考えたとあるのですけれども、これは貯金限度額1,000万円が1,300万円、かんぽ生命保険の加入限度額を1,300万円から2,000万円に。

○増田委員長

かんぽ生命保険については、基本契約の限度額を1,300万円から2,000万円ではなくて、それは通計ですから。除外できる300万円のところを1,000万円に変えたということです。基本契約の1,000万円は変えていません。

○記者

それはともに容認したということよろしいですか。

○増田委員長

容認したというと、どこかから言われて、それがオーケーですよといったようなことになるので。

○記者

文章の書き方が曖昧なので、容認したのかどうかということについて。

○増田委員長

手続的には、もう一回案が来るのです。政令改正は政府がこれからやるわけだから、今回は限度額はこれでいいですかと聴かれているわけではないので、こういう書き方になっているということです。

○記者

容認はしていないのですか。

○増田委員長

繰り返し言うと、政府から限度額を幾らにしてくれと聴かれたわけではないわけです。最初の政府からの要請文は、上場を踏まえた今後の郵政民営化推進の在り方をどう考えますかということなので、新規業務の考え方から何から全部このようにしたらよろしいのではないですかということをお願いした。政府はこれを受けて、恐らくこれで政令を作ると思います。政令を作って、そこで具体的な数字を入れて、改めて委員会に意見を聴かれますから、そのときにはそれでいいとかということの中身を見て言います。

○記者

妥当と考えるということをお願いするということですね。

○増田委員長

所見として向こうにお返しするという事です。

○記者

もう一つ、引き上がるとすれば時期的にはいつぐらいだと思われませんか。

○増田委員長

これは政府の対応ですから、このように委員会の所見をまとめて、これを受けて向こうは作業をすると言っているのです、早くやってほしいなと思っておりますが、これは政府が政令の案を作って我々にきちんと法律に基づいて聴いてくるということですから、この後は政府の対応になってきます。

○記者

13ページの留意事項の2で、政府保証の廃止と暗黙の政府保証のところなのですけれども、誤解は払拭されなければならないとあるのですが、現実に政府が株式を保有しているという事実を見ると、やはり政府保証といったものが残っているのではないかという意見もあると思うのですけれども、その誤解が払拭されなければならない理由というか、委員会としての根拠を聞きたいのですが。

○増田委員長

これは貯金も1,000万円までしか保護されなくて、それ以上は保護されないわけです。暗黙の政府保証があるという認識は払拭されなければいけないというのは、平成18年、19年からのスタンスなので、今回、新たに特に申し上げたものではない。当時から既に預金保険法で保護されるものは一定の部分だけですからということなので、それをもう一度改めて念のためということなのです。

○記者

確認なのですけれども、ゆうちょ銀行の預入限度額に関しては、1、2年後をめどに再引上げを検討する。かんぽ生命保険の方は、先ほどしばらくはないのではないかというような。

○増田委員長

かんぽ生命保険の方はしばらくはないと思います。これも政府の方ですけれども、今、システムを改修しているのです。それから、今回基本契約を上げずに1,000万円の範囲までしか通計は変えられないわけだから、それを今まで除外できる分300万円を今回1,000万円までにしましたので、全体の数で言うと、基本契約で1,000万円まで加入している人は本当に少ないのです。しかし、ごく一部の1,000万円まで加入している人たちにとってみれば、4年たって、なおかつ健康であれば、その分除外できるわけですから、余り対象者はいないとは思いますが、一応基本契約でごく少ないですけれども、そうやって加入している人たちの契約分は除外できますよとしてあるので、あとは特にその関係でやることはありませんから、かんぽ生命保険の方はすぐに何か出てくるというこ

とはないと思います。

○記者

確認ですけれども、1、2年後に恐らく民営化委員会でもう一度検討すると思うのですけれども、そのときはかんぽ生命保険の話は。

○増田委員長

要は、次は政府の方に行っていますので、政府が政令案を出すかどうかによります。

○記者

かんぽ生命保険の更なる緩和を検討というのは。

○増田委員長

これはいずれにしても、株式が上場されて、民営化が進んでいけば、当然それに従って規制緩和を考えていくべきだという基本的なスタンスがありますから、規制緩和自身は順次進めていかなければならないと思います。御承知のとおり、かんぽ生命保険は、今、システム改修で2年ぐらいは対応できないと思います。

○記者

基本契約額の部分も含めて緩和を検討すると。

○増田委員長

特にそこまで区別しては言っていません。

○記者

ありがとうございます。

○記者

9ページの一番下の段落のところで、先ほど御説明があったのですが、貯金残高に係る目標額の変更、委託手数料の変更とか手段として幾つか書いてあるのですけれども、これは変更すべきだと仰っているのか。この辺のニュアンスをもう少し説明していただければ。

○増田委員長

今回は我々の所見ですから、こういう手段もありますよということだけを書いてある。具体的に、恐らく政府の方で早く必要であれば政令を作って、それで我々の方に具体的に意見の求めが来ると思うので、そのときに我々の具体案に対しての意見として、例えば委員会に報告させるとか、必要であればこういったもので将来的に何か懸念されることがあったらコントロールしなさいとか、そのときに、改めて意見書を作るときに、必要であればもう少し具体的に書きたいと思います。

○記者

変更の在り方とかはどういうことが念頭にあるのでしょうか。目標額の変更

の仕方とか、手数料の変更の仕方とかということでは。

○増田委員長

例えば、懸念される資金シフトが起こりそうだとか、実際に少しずつどうも起こっているようだということであれば、目標額をもっと抑えるとか、そういうことはあり得ると思いますけれども、これは具体的に限度額を引き上げた上で状況を見て考えていくべき話だと思います。ただ、きちんとコントロールの手法としてはありますよということはあると思います。現実には、政府の方で政令を作ると思うので、我々の方に具体的に意見を聴いてくると思いますから、そのときには、きちんと委員会の方に報告していただきたいと思っていますが、そのときには中でよく議論します。

○記者

質問がちょっと今日のメインと外れてしまうのですが、金融二社ではなくて、日本郵便の方なのですが、金融二社の方はこれだけ預金限度額の引上げに関しても慎重に段階的にやっていくとして、民間の金融機関とかを圧迫しないようにという配慮がある一方、日本郵便の業務に対して見てみると、民営化委員会のこれまでの報告書でも前向きに取り組まれていることは民営化委員会としても後押ししていきたいというメッセージを発信されていると思うのですが、それに対して100%日本郵政の子会社のままで、かつ政府から日本郵政への3割出資が残るという状況で、民間事業者に対して不公平なのではないかという意見が一部の民間事業者から出ていると思うのですが、これに対してはどう思われますか。

○増田委員長

ここはなかなか難しいところでもあります。正直、今回そこまで、要するに法律の立て方まで遡って議論を十分にしていないのですけれども、上場の中で大きく郵政グループとして上場を契機に発展を遂げていく。郵便というのはなかなか心配事が多いですね。だから、そういう意味で国際物流とか期待感だけは書いてあるのですが、その在り方論、経営の根幹に係る在り方論をやるにはもう少し議論が必要だとか、国際物流の様子などを見て、もう少し伸ばせるところは伸ばせるとか、時間が必要ではないかと思います。認識としては非常に厳しい分野だと。

ただ、ヤマト運輸とか佐川急便とか、そういうところもなかなか物流というのは競争の激しい、厳しいところなので、日本の物流業界全体の国際競争力をもう少し見ないと、在り方についての深い議論はなかなかできないのではないかと思います。

○記者

ゆうちょ銀行、かんぽ生命保険の引上げに反対する方々の御意見としては、

ゆうちょ銀行、かんぽ生命保険の完全民営化が約束されたわけではないと。ロードマップを示した上で段階的に引き上げるのであればいいけれども、何で最終的に持株会社を通じて政府出資が残り続ける可能性があるのに引き上げることが許されるのかという御意見が多いのですけれども、そこについてはどのようにお考えですか。

○増田委員長

できるだけ競争環境を作って、国民あるいは利用者の利便性の向上に資するようにしていきたい。現実にご利用者利便に欠けるところがあるので、そこは早く解消して、多様なサービスに答えられるようにしていく。それが多分、他の民間企業の競争意欲をかき立てて、国民にとっては一番いいことだろう。こういう考え方に我々は立っています。

一方で、大きな流れとすれば、上場により株式がどんどん売却されていけば、当然規制も上乗せ規制がされているところも緩めていくべきだという考えはありますが、今回も特に利用者利便を向上させることがトータルでの競争環境、いいサービスを提供する競争に持っていけるだろう。そのように考えているので、こういう規制緩和をしています。

ただ、恐らく今仰ったような御意見が金融界等からもあるかもしれませんが、規制の緩和については相当段階的で慎重な姿勢でやっているのです、そこはこれから丁寧な考え方は御説明していきたいと思っています。

○記者

ありがとうございます。

○記者

自民党とか民主党とかが金融庁に申し入れを行うときとかに、非常に高い役職の人を出してくれなかったり、限度額や新規事業に厳しい対応をずっと見せていたと思うのですけれども、ヒアリング以外でも委員長のところに恐らく色々な声が届いたのかと思われるのですが、先ほどあった地域活性化ファンドとか、再保険などに関しても、今回決められた数値は、そういうことをやっていくためのぎりぎりの数値として落ち着いたものなののでしょうか。これからも色々大変なのかと伺われますけれども、実際にはそんなに資金シフトも起きないような範囲で数値が決まっていっている中で、連携などができる数字として決まっていたのか。

○増田委員長

地域活性化ファンドなどでゆうちょ銀行も地銀も信金等も協調していかないと、地域の人口がどんどん減って行って、規模が非常に縮小していくのだと思うのです。産業も衰退していく中で、どうやって産業の生産性、イノベーションだとか、ブランド化だとか、いずれにしても生産性を上げていくかというこ

とは、一地銀だとかゆうちょ銀行を超えた大きなテーマなので、これからの金融仲介業務をやっていく上では、両者が協調して対応していかないともまずい、乗り切れないと思います。恐らく、これまでも両方で色々相談を始めているところもあると思いますが、なおさら現実にも今、起きている構造変化に対しては、連携を強めていくという考え方でそれぞれを考えていくのではないかとあって、それがすごく大事なことなので、あくまでもゆうちょ銀行のバランスシートは先ほど言いましたように市場の中で決めていく話ですが、お互いに預金の獲得競争などよりは、むしろ協調して、地域産業をどのように強くしていくのか。あるいは人材をどのように育てていくのかを協調してやらないと、それぞれ金融仲介業務の主体がどこかにかかわらず、それ自身がもたないのではないかと気がいたします。

今回のことで、政府の方ですぐに金融庁と総務省で相談して政令を作られると思うのですが、これは官民、政府、自治体を問わずの共通認識として、連携して地域経済を良くしていく上で立ち向かう。そういう考え方になってもらわないといけないと思います。

○記者

ありがとうございます。

○記者

ゆうちょ銀行の限度額なのですけれども、次の引上げが1、2年後に再び緩和するというイメージを持っていらっしゃるのでしょうか。

○増田委員長

我々のイメージはそうです。

○記者

次の引上げのタイミングで、どの程度の引上げが望ましいというイメージはあるのですか。

○増田委員長

考え方だけここに書いてありますけれども、そうやって限度額を引き上げるのか、通常貯金の方の限度額管理をやめてそこから外すのか、そういう考え方もありますよとわざわざ書いているということは、手段は幾つかあるから、それ以上のところまではそのときの状況を見て考えようということです。

○記者

ありがとうございます。

○記者

細かく3点お伺いします。まず、ゆうちょ銀行、かんぽ生命保険、それぞれ限度額の引上げを妥当ということで報告書が示されましたけれども、双方の限度額引上げによって、株式上場していますので、企業価値の向上につながるの

かどうか。この点についてお考えをお聞かせください。

○増田委員長

つながると思います。規制を緩和するわけなので、基本的には企業価値の向上につながる。あるいはつなげていただかなくてはいけないと思います。

○記者

2点目なのですが、報告書の9ページのところで、これも民間金融機関が懸念していたところだったのですが、限度額を引き上げると民間金融機関からゆうちょ銀行に資金シフトが起きるというのをずっと反対の理由の柱に据えてきましたけれども、これはここに書かれてあるとおり、懸念の域を出ないということでしょうか。詳しくお聞かせください。

○増田委員長

先ほどちょっと申し上げたのですが、前回の平成3年のときのことを指されているのですが、商品の競争力について、金利等がピークアウトする時期と、限度額の引き上げの時期が重なっているので、恐らくその商品の競争優位性でそちらの方が好まれたのではないかという気がしているのです。いずれにしても、資金シフトが起こるかどうか。今、御承知のとおり低金利ですから、当時とは全然状況が違うのと、定額貯金の金利の決め方もその後大蔵省と郵政省で新たなルールができたので、今はこれだけの低金利ということが一番大きいですが、特にほかの預金との優位性を必ずしも定額貯金等が持っているわけでもない、大きな変更は今の状況が続く限りはないだろうということですが、それは現実に確認しないとイケない。資金が増えると会社としての適正なリスクコントロールも必要になるので、そこは慎重にやりたいと思っています。

○記者

3点目、確認なのですが、かんぽ生命保険について引上げはしばらくはないということで、この理由は。

○増田委員長

少なくとも2年はシステムの変更等が必要で、向こうは対応できないということがありますのと、先ほど申し上げたのですが、基本契約額と同じ額だけ通計の場合の除外できる額を同じにしているから、その部分は変えようがないです。

○記者

対応者が余りいないのではないかというお話だったのですが。

○増田委員長

対応者というか、今、多分対象になっているのは2%もいないのではないのでしょうか。基本契約はそこまで、かんぽ生命保険はそれほど基本契約を大きく

掛けないので、それほど多くはないと思います。2%ぐらいだと思います。

かんぽ生命保険自身は相当制約を受けているのですけれども、今回、通計から除外できるのはかんぽ生命保険が一番手薄い部分、20歳から55歳の範囲ですから、かんぽ生命保険は割とお年寄りの方とずっと若い方が中心なのですが、そこは全部、通計から除外できる範囲から外れているということはあります。

○記者

ありがとうございます。

○記者

ゆうちょ銀行の限度額についてですけれども、ゆうちょ銀行自身の要望は、通常貯金の限度額撤廃ということが要望になっています。

○増田委員長

昔はそうですね。

○記者

2008年のことですけれども、今回の所見の中でもありますけれども、行政当局の直接の関与は最小限のものにしていくという考えも示されている中で、ゆうちょ銀行自身が要望していない形で利用者の利便性向上ということかと思うのですけれども、ゆうちょ銀行の要望していないものをあえてこういう形で限度額を引き上げる、その理由をお聞かせください。

○増田委員長

ヒアリングで、決して要望していないということではなかったです。

○記者

要望していたということですか。

○増田委員長

そうです。強く要望の内容を書いてきたわけではないのですけれども、規制は緩和してほしいという話ははっきりと言っておられたので。

○記者

緩和というのは、限度額の引上げ。

○増田委員長

限度額も含め様々なことについてです。

○記者

額の要望はあったのですか。

○増田委員長

額で幾らにしてほしいということはありません。それはどこもありません。

○記者

分かりました。

○記者

かんぽ生命保険の通計を使った300万円から1,000万円の引上げということですが、すけれども、かんぽ生命保険の幹部は通計制度の引上げであれば、システム改修は要らないということを書いていたと思ったのですけれども、そういったことについてはヒアリングの中でなかったでしょうか。

○増田委員長

通計制度で、1,000万円のものについては今回対応できると思います。ですから、それで1,000万円まで除外できるような形で引き上げているということです。それ以外のもの、全く別の有診査のものを新たに入れたりとか、そういうことについては対応できないので、かんぽ生命保険については今回の対応でしばらくいいのではないかと考えています。

○記者

ということであれば、しばらく時間がかかる、かんぽ生命保険はしばらく上げられないのではないかとということですが、すぐできるのではなからうかという気がするのですけれども。

○増田委員長

通計は1,000万円以上は上げられない。基本契約の範囲の中だから。

○記者

その通計の1,000万円の引上げというのはすぐできるのではないかと。システム改修が要らないのであれば。

○増田委員長

通計の引上げだから1,000万円まで上げて基本契約の限度額の範囲の中だから、それ以上上げることはありません。300万円を1,000万円に上げたので、それでもう終わりです。

○記者

それはすぐにできるということですね。

○増田委員長

だから、今回やると思います。

○記者

その時期については、ゆうちょ銀行と違って書かれていなかったと思うのですけれども、いつぐらい。

○増田委員長

ゆうちょ銀行も時期を書いているわけではないので、政令で対応されると思います。

○記者

委員長の感想としてということになるかもしれませんが、引き上げるときに、幾らにしても賛成も反対もあると思うのですが、内部でも委員会の話

し合いです。なり300万円の間違いないという判断でまとまったのか、色々な意見があって、賛否があって、色々もめたとか、内部でどういったまとめ方をしたのかということについての委員長の受止めを伺いたいのと、自民党は1,000万円という形で引上げを求めたと思うのですけれども、そういった自民党側の意見も参考にしたのかどうか。この2点を教えてください。

○増田委員長

まず、中での議論というと、本当に感覚的ですが、もめたとか何とかということはないです。皆さんが、段階的、かつ慎重に、今回のことを判断していこうということでしたので。ですから、その中で具体的な引上げ額についてどうするかということではなくて、これから民営化を成功させる上で、例えばゆうちょ銀行やかんぽ生命保険それぞれ、特にゆうちょ銀行についてはどういう方面をこれからやっていくべきかということも中できちんと書くべきだとか、皆さん同じ方向で意見をお話くださったと思います。段階的に限度額の規制緩和についてもやりましょう。しかも、様々な懸念を仰る方もいるから、そこは慎重に対応しましょうということですから、おのずから300万円はすぐに決まったと思っています。

二つ目の自民党の対応ですが、我々は自民党の委員会とは別の委員会なので、利用者の利便性等を重視しながら、郵政民営化法の目的に照らして審議をするということで、様々な団体のヒアリングだけではなくて、パブコメもやっていますし、世の中でこの問題についてどういう意見があるのかということは広く情報収集をしていますけれども、その上で委員会の考え方で全部まとめて発表する。法律上そうあるべきものだろうと、政府の方から求められているのもそういうものであろうと思っています。

○記者

最初の方の質問で補足でもし伺えればということなのですが、300万円という判断はかなり難しかったのではないかと思います。委員長からは先ほど300万円は自ずからという発言もありましたけれども、簡単に話し合っただけで300万円が出たものなのか、感想でも構わないので、今回の判断は難しかったのかどうか。

○増田委員長

仰ることでそのとおりだというのは、意見は両面あるので、今回こうやってまとめたことについて、両面から、賛成を言う人はどのくらいか分からないけれども、反対の声もあるにはあると思うのです。ちょうどいいのかなど、感想ということ言えば、そのように思います。両面から反対の声があるというのは、それはそれでいいのかと思います。

ただ、段階的にやっていくべきだし、慎重にやっていくべき。ずっと20年以

上、25年とか30年とか長く変えられなかったものを今回変えるのだから、影響がどう出るかを慎重に見て判断していくべきだと各委員は考えていたので、金額についてもものすごく対立したとか、そういうことはないです。きちんと議論を積み重ねて、こういうことだとなりました。

○記者

ありがとうございます。

○記者

限度額について、先ほど来、金額はゆうちょ銀行で1,300万円程度、かんぽ生命保険で1,300万円から2,000万円と具体的な金額まで踏み込んで出されているのですが、実施時期について明示されていないというのは、どうしてでしょうか。

○増田委員長

限度額は政令事項なのですぐ聴かれるので、我々の意見を言っておいたほうが、向こうで政令を作るときに、委員会でこういう政令を作ればこういう答えをするのだということが分かるので、こちらもすぐに具体的な数字で言わなくてはいけないので。時期はそれをどうするかはあくまでも政府なのです。今回、広く上場全体についての今後の在り方を聴かれており、限度額に的を絞って聴かれるのはこれからです。もっと広い考え方を向こうも求めているので、政令について4月からとか6月から9月からとか、いつどうのこうのということは、そこまではなかなか書けないという感じがしました。

○記者

委員長はできるだけ早くということを抑られています、イメージとしては。

○増田委員長

具体的にいつからということなかなか言いづらけれども、間を置かず、年が明けたら作業に取りかかるべきものではないですか。こういう求められたものに対して所見を返しているから、宙ぶらりんにしておく理由は特にはないと思います。政府部内でも金融庁と総務省でお互いにこちらの全体としての意見を求めてきたことについてお返ししているから、両方できちんと受け止めてくれると思うので、それであれば早くやったほうがいいのではないかと思います。